

令和8年度 都立学校開放事業（施設開放）の実施及び施設使用団体登録について

都立学校開放事業運営委員長

東京都立板橋特別支援学校長

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

標記について下記のとおり御案内します。施設使用を希望する団体は、施設使用団体登録の手続をお願いします。

記

1 事業概要

都立学校開放事業の一環として、都立学校の施設を広く都民のスポーツ及び学習活動の場の使用に供する。

2 開放する施設

グラウンド（およそ 2,700 m²（縦 60m×横 45m）、芝生部分含む。）

屋外にあるトイレは使用できます。更衣室及びシャワーの施設はありません。

※体育館の開放は行いません。

3 可能な競技種目

(1) 障害者スポーツ（サッカー、ソフトボール、その他）

(2) 少年野球

(3) 少年サッカー

(4) その他、都立学校開放事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が認める競技

4 施設開放日、開放時間、使用料

(1) 開放日は、令和8年4月中旬から令和9年3月中旬までの、学校行事等がない日曜日です。

(2) 開放時間は、午前9時から午前12時までと、午後1時から午後4時までの2つの枠になります。

この時間は、準備、片付け等の時間を含みます。グラウンドに照明設備がないため、冬季期間の午後枠の終了時刻近くはかなり暗くなります。

(3) 使用料は、無料です。

5 施設使用申込み

(1) 後段「7 施設使用団体の登録」で決定した登録団体に対して、施設開放日時をお知らせします。
希望する日時の施設使用申込書を提出してください。

(2) 学校で使用日時を割り当てます。事業や本校が特別支援学校という特性を考慮し、障害者団体、地域青少年スポーツ団体の希望を優先します。

決定した施設開放日時は、施設使用承認書でお知らせします。

(3) 施設開放日時に限りがあるため、希望どおりに使用いただけない場合があります。

6 施設使用上の注意

(1) 施設の開施錠、管理等は各登録団体（管理指導員を選出していただきます）でお願いします。別紙「令和8年度 都立板橋特別支援学校 施設使用に関する決まり」を遵守願います。

(2) 施設使用後は、「管理指導日誌」の提出をお願いします。

7 施設使用団体の登録

施設使用にあたっては、事前に団体としての登録が必要となります。

(1) 必要な要件

- ① 主に都内に在住、在勤、在学する者で構成された 10 名以上の団体
ただし、体育施設を使用する障害のある人で構成された団体については、5名以上の団体とする。
- ② 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
- ③ アマチュア活動を目的としている団体
- ④ 営利を目的としない団体
- ⑤ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(2) 申請（受付）

- ① 申請書類は2つ
ア 都立学校施設使用団体登録申請書【施開様式2】
イ 登録団体構成表【施開様式3】

② 申請期限

令和 8 年 2 月 6 日（金曜日）

③ 申請方法

2つの申請書類を、本紙最終にある問い合わせ先まで、郵送（消印有効）、ファクシミリ又はメールで提出願います。メールで提出する場合、件名は「令和8年度 施設使用団体登録の申請」としてください。

(3) 決定

運営委員会で提出された書類を審査し、使用団体の登録を決定します。登録が決定した団体には、使用団体登録証を交付します。

【問い合わせ先】

東京都立板橋特別支援学校 経営企画室 樽谷
住所 〒175-0082 東京都板橋区高島平 9-23-22
電話 03-5398-1221
ファクシミリ 03-5398-1224
E-mail itatoku_kaiho@section.metro.tokyo.jp